

## 第3章 事後調査の実施内容

### 3.1 事後調査項目

表3.1に工事の実施に係る事後調査項目と選定理由を示す。

本報告書の事後調査項目は、事後調査計画書<sup>1</sup>において事後調査を行う項目として選定した、工事資材等の搬入出に伴う「大気質、騒音、振動」と建設機械の稼働に伴う「騒音、振動」について実施した。これらの項目の選定理由は、環境影響評価書<sup>2</sup>（以下、評価書とする）における予測評価の検証のために事後調査を行うものとして選定したものである。

工事の実施に係る廃棄物等は、次回の事後報告書提出時（令和8年度中）に報告の予定である。

表3.1 工事の実施に係る事後調査項目と選定理由

事後調査項目			選定理由	本書の報告項目	
環境要素	影響要因				
大気環境	大気質	窒素酸化物 浮遊粒子状物質	工事資材等の搬入出	工事用車両による大気質への影響は、工事車両の通行台数、搬入出経路の交通量等により変化する。評価書では、評価書時点の計画値や現況に基づいて予測しており、予測評価の検証のために選定する。	第4章 4.1.1
	騒音	建設騒音	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う騒音は、工種、建設機械の台数、配置等により変化する。評価書では、評価書時点の計画に基づいて予測しており、予測評価の検証のために選定する。	第4章 4.2.1
		道路騒音	工事資材等の搬入出	工事用車両による道路騒音への影響は、工事車両の通行台数、搬入出経路の交通量等により変化する。評価書では、評価書時点の計画値や現況に基づいて予測しており、予測評価の検証のために選定する。	第4章 4.2.2
	振動	建設振動	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う騒音は、工種、建設機械の台数、配置等により変化する。評価書では、評価書時点の計画に基づいて予測しており、予測評価の検証のために選定する。	第4章 4.3.1
		道路振動	工事資材等の搬入出	工事用車両による道路振動への影響は、工事車両の通行台数、搬入出経路の交通量等により変化する。評価書では、評価書時点の計画値や現況に基づいて予測しており、予測評価の検証のために選定する。	第4章 4.3.2
	廃棄物等	工事に伴う副産物	掘削・盛土の土工 工事用工作物の設置	工事に伴う副産物の発生量は、施設の構造や工法、処理方法によって変化する。評価書では、評価書時点の計画や知見に基づいて予測しており、予測評価の検証や保全措置の効果の確認のために選定する。	未実施のため記載なし (令和8年度報告予定)

<sup>1</sup> (仮称) 新・日明工場建設事業事後調査計画書 (令和3年9月、北九州市)

<sup>2</sup> (仮称) 新・日明工場建設事業環境影響評価書 (平成31年3月、北九州市)

### 3.2 事後調査の内容

事後調査内容を表3.2、事後調査地点を図3.1～図3.2に示す。

事後調査の内容は、事業特性及び地域特性を踏まえて、北九州市環境影響評価技術指針及び北九州市環境影響評価技術マニュアルを参考に選定した。

表3.2 工事の実施に係る事後調査内容

事後調査項目		調査地点	調査時期（回数）	調査方法	
大気環境	大気質	窒素酸化物 浮遊粒子状物質	市道西港町2号線 沿道（1地点） <sup>1)</sup>	工事車両通行量が 最大となる時期の 7日間（1回）	調査対象物質ごとの環境 基準に係る測定方法 <sup>2)</sup> に よる連続測定
	騒音	建設騒音	工事実施区域の敷 地境界（1地点） <sup>3)</sup> ※施工範囲から最 近傍の地点	建設騒音が最大と なる工種 <sup>4)</sup> の実施 時期の1日（1回）	JIS Z 8731に基づく騒音 測定方法による測定
		道路騒音	市道西港町2号線 沿道（1地点）	工事車両通行量が 最大となる時期の 平日1日間（1回）	[騒音] 環境基準に係る騒音の測 定方法による測定 [交通量] 騒音の環境基準に係る評 価マニュアル <sup>5)</sup> による交 通量の測定
	振動	建設振動	工事実施区域の敷 地境界（1地点） <sup>3)</sup> ※施工範囲から最 近傍の地点	建設振動が最大と なる工種 <sup>4)</sup> の実施 時期の1日（1回）	JIS Z 8735に基づく振動 測定方法による測定
		道路振動	市道西港町2号線 沿道（1地点）	工事車両通行量が 最大となる時期の 平日1日間（1回）	[振動] JIS Z 8735に基づく振動 測定方法による測定 [交通量] 道路騒音の項目と同じ

注1) 大気質調査地点は、事後調査計画書で設定した調査地点では測定機器の設置ができなかったため、工事車両の走行による環境影響が変わらない同じ路線区間上の西港町郵便局前に変更した。

2) 環境基準に係る測定方法

二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）

浮遊粒子状物質：大気の汚染に係る環境基準について（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）

3) 建設騒音及び振動の調査地点は、事後調査計画書で対象工事「杭打工・山留工」の調査日における施工範囲の最近傍に設置することとしており、調査日の施工範囲及び稼働状況に基づいて事後調査計画書の位置から北東方向に10m移動した位置に変更した。

4) 対象工種は、環境影響評価書における予測結果から建設騒音・振動のどちらも大きかった「杭打工・山留工」とした。

5) 騒音の環境基準に係る評価マニュアル（環境省、平成27年）

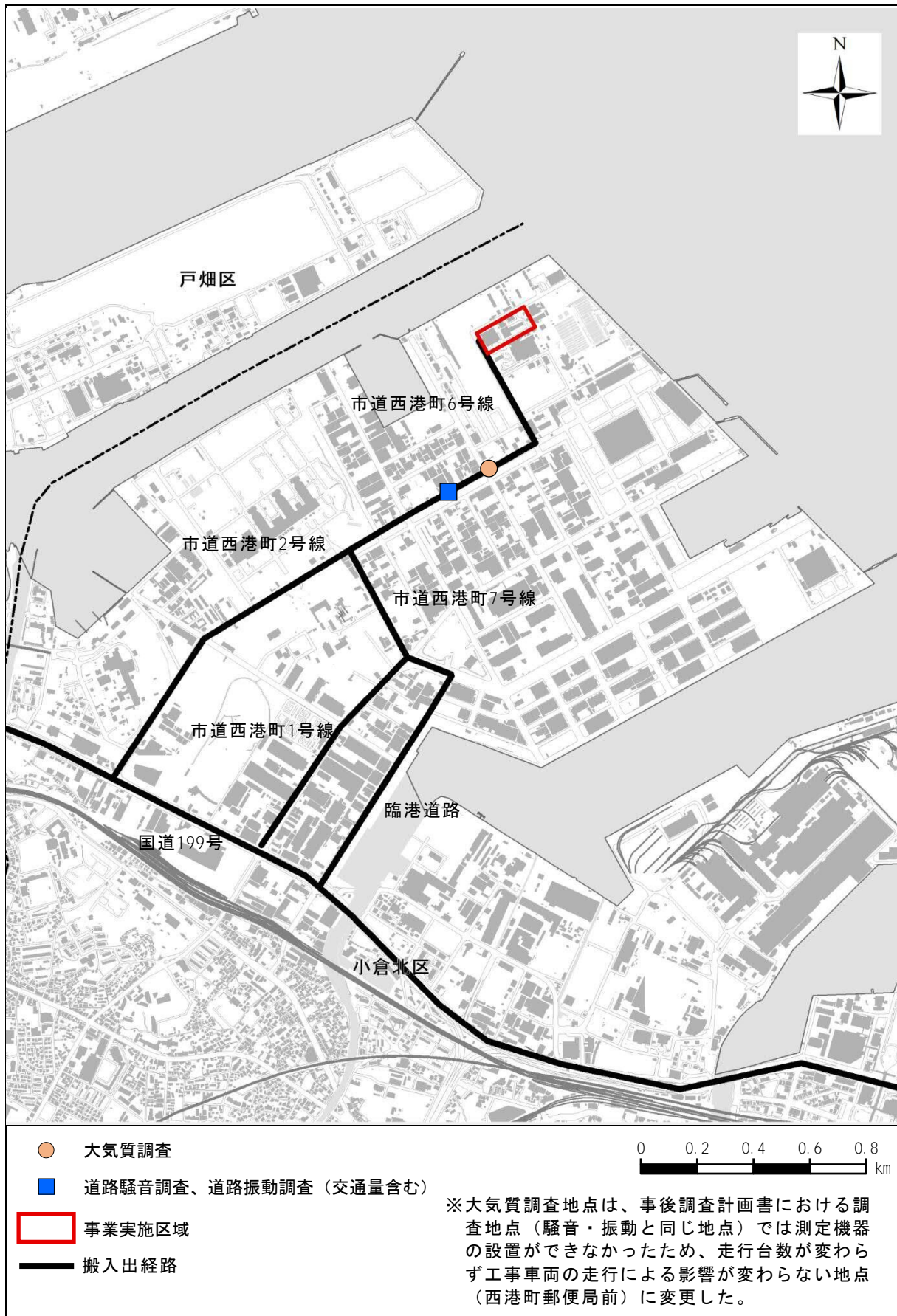


図3.1 工事の実施に係る事後調査地点（事業実施区域周辺：工事資材等の搬入出）

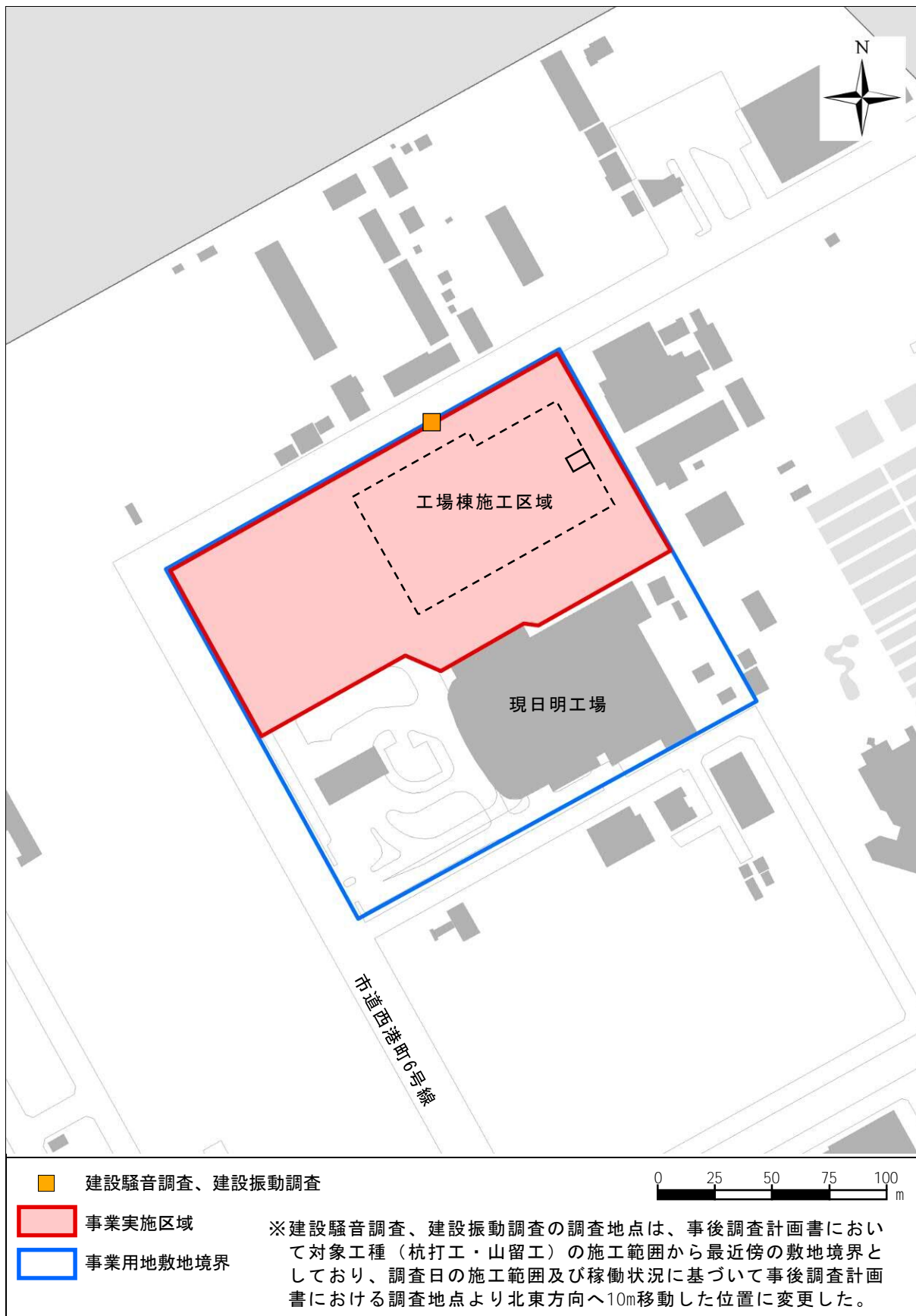


図3.2 工事の実施に係る事後調査地点（事業実施区域：建設機械の稼働）

3.3 事後調査の実施に係る受託者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

事後調査の実施及び事後調査報告書のとりまとめは、以下の者に委託した。

名 称 : 株式会社日明クリーンシステム

代 表 者 : 高 畠 豪

所 在 地 : 北九州市戸畑区大字中原46番地の59